

内閣参質二〇八第五三号

令和四年六月七日

内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員有田芳生君提出関東大震災時の朝鮮人等の虐殺事件における犠牲者の遺体処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出関東大震災時の朝鮮人等の虐殺事件における犠牲者の遺体処理に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「極秘 震災當時ニ於ケル不逞鮮人ノ行動及被殺鮮人ノ數之ニ対スル処置」については、調査した限りでは、政府内に見当たらない。

二について

お尋ねに關し、朝鮮總督府警務局は、朝鮮總督府官制（明治四十三年勅令第三百五十四号）に基づき、朝鮮總督府に置かれていた部局であると承知している。

三から九までについて

お尋ねの「「被殺者姓名判明セル者」」及び「「被殺者ノ遺族ニ対スル慰藉」」並びに御指摘の「遺骨を日本人であるか朝鮮人であるか判明しないよう処置すること及び「数少ない起訴された事件の被害者の遺骨すら、速やかに「不明ノ程度ニ始末」することについては、調査した限りでは、政府内にそれらの事実関係を把握することができない記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難

で  
あ  
る。